

## 平成 30 年度長野県版エシカル消費推進事業業務委託仕様書

この仕様書は、長野県（以下「県」という。）が行う平成 30 年度長野県版エシカル消費推進事業の業務を委託するにあたり、その仕様等に関し、必要な事項を定めるものである。

### 1 業務名

平成 30 年度長野県版エシカル消費推進事業業務

### 2 目的

シンポジウムの開催や、エシカルな消費行動につながる商品やサービスの提供を行っている事業者のMA Pの作成・公表を通じて、県内における長野県版エシカル消費の認知度を高め、県内すべての消費者や事業者、各種団体や行政が一体となって、持続可能な社会の構築及び地域内経済循環の拡大を目指す。

### 3 履行期間

契約締結日～平成 31 年 2 月 28 日

### 4 契約書（案）

別添のとおり

### 5 業務内容

（1）長野県版エシカル消費シンポジウムの企画・運営

#### ア 趣旨

県内の消費者、事業者、各種団体や行政機関等を対象とした、長野県版エシカル消費推進に向けた意識を醸成するためのシンポジウムを開催する。

#### イ 参加対象者

県内の消費者、事業者、各種団体や行政機関 等

#### ウ 日程

平成 31 年 1 月 12 日（土） 13:30～16:00(予定)

#### エ 会場及び定員

##### ①会場

松本市浅間温泉文化センター（松本市浅間温泉 2 - 6 - 1）

大会議室、中会議室、小会議室 1、小会議室 2

##### ②定員

会場の最大人数は約 450 人、実際の開催目標人数は 350 人とする。

#### オ テーマ及び内容

・参加対象者にとって分かりやすく、訴求力のあるテーマを提案すること。

- ・長野県版エシカル消費の推進に向けて、参加者が長野県版エシカル消費を理解し、日々の生活の中で無理なく実践していくことができるよう、消費者側と事業者側それぞれの立場での意見を取り上げるとともに、気軽に長野県版エシカル消費に取り組むことができるよう、県内におけるエシカルにつながる商品やサービスの提供を行っている事業者を紹介することで、消費者や事業者、各種団体や行政が、持続可能な社会の構築及び地域内経済循環の拡大のために、共に取り組んでいく重要性について理解を深める内容とすること。

## カ シンポジウム概要

### ①基調講演

講師 1名 ※当課の指定する講師とすること（現在当課にて選定中）。

### ②長野県版エシカル消費事業者MAP（仮称）の公表

学生 数名 ※調査を行った学生による。詳細は5（2）において後述する。

### ③パネルディスカッション

コーディネーター 1名

パネリスト 2名

※パネリストにはそれぞれ消費者、事業者から1名選出すること。

### ④展示販売ブースの設置

ブース 10店舗程度 ※事業者MAPに掲載された事業者等から選出すること。

### ⑤パネル展示

長野県版エシカル消費の概要・取組について10枚程度

## キ 委託業務の内容

長野県版エシカル消費シンポジウムの開催に係る企画・運営及び付随する業務一式を委託する。  
業務内容は以下のとおり。

### ① シンポジウムの開催に向けた準備

- ・企画及びスケジュールの策定
- ・パネルディスカッションのコーディネーター、パネリスト及びブース出展業者の推薦、交渉等
- ・講師、コーディネーター、パネリスト、調査の発表を行う学生、ブース出展業者及び会場との連絡調整

### ② 参加者の募集及び管理 ※参加者の募集方法については、県と協議すること。

### ③ 事前の広報活動

- ・各種媒体を活用した事前告知
- ・チラシ、ポスター等の制作・配布

### ④ シンポジウムの運營業務

- ・講師、コーディネーター、パネリスト、ブース出展業者及び会場等との連絡調整
- ・当日の進行全般（司会含む）
- ・会場の設営、撤収
- ・備品等の準備及び手配

- ・参加者への配布資料等の作成
- ・展示用パネルの作成
- ⑤ 報告書の作成
 

シンポジウムの発言内容等を録音するとともに記録写真、映像を撮影し、テープ起こし文、シンポジウム概要を作成して、全体の事業実施報告書の中に入れる。また、講演概要はホームページにより公開するなど有効活用を図るため、本業務の趣旨及び内容が十分に理解できるものとする。
- ⑥ 運営経費の管理及び支払
  - ・講師、コーディネーター、パネリスト等への謝金等及び会場使用料等運営経費の支払

## (2) 長野県版エシカル消費事業者MAP（仮称）

### ア 趣旨

長野県版エシカル消費の推進に向けて、県内における長野県版エシカル消費につながる商品やサービスの提供を行っている店舗や施設について可視化することを目的として、MAPの作成・公表を行う。

### イ 概要

当課において、県下4地区（長野市、松本市、上田市、飯田市）におけるMAPの掲載候補事業者（それぞれ10事業者程度）の調査を県内の大学学生（以下、学生という）に依頼する。その調査を補助するとともにその結果に基づいてMAPを作成し、シンポジウムにおいて調査を行った学生により調査結果の発表を行い、MAPを公表する。

### ウ 委託業務の内容

長野県版エシカル消費事業者MAPの作成・公表に係る企画・製作及び付随する業務一式を委託する。

業務内容は以下のとおり。

- ① 調査の実施
  - ・企画及びスケジュールの策定
    - ※当課及び学生と打合せを行い決定するものとする。
  - ・調査を行う学生との連絡調整
  - ・調査への同行、学生の移動手段の手配、MAPに使用する写真の撮影等補助
- ② MAPのデザイン・印刷
  - ・学生の調査結果に基づくMAPのデザイン及び印刷
    - ※MAPのフォーマット等は指定しないが、シンポジウムの参加者及び県内の消費者、事業者、各種団体や行政機関等へシンポジウム終了後も配布等活用することが可能であるものとする。なお、MAPのフォーマット、デザインなどは県と協議の上最終決定するものとする。
- ③ シンポジウムにおけるMAPの公表
  - ・参加者へのMAPの配布

- ・ 学生による調査結果の発表の場のコーディネート
- ・ 発表を行う学生との連絡調整

## 6 県への報告

### (1) 事業実施計画書

業務委託契約締結時に、事業実施計画書（様式任意）を県に提出すること。なお、事業実施計画書等に変更がある場合は、あらかじめその内容について変更後事業実施計画書等を添えて県に協議すること。

### (2) 事業完了報告書

受託者は、委託業務完了時に事業の成果を取りまとめた事業完了報告書（様式第1号）に事業実績報告書（様式任意）を添えて県へ報告すること。

また、添付書類としてシンポジウム実施報告書及び参考資料、シンポジウムの参加者数及びその内訳（消費者、事業者、各種団体や行政機関等）を提出すること（様式任意）。

## 7 事業実施上の留意事項

- (1) 本事業の実施にあたっては、県と連携を図りながら取組むこと。
- (2) 個人情報の保護（取得・保護・管理）については十分に注意し、流出・損失を生じないこと。
- (3) 事業の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならないこと。
- (4) 受託者は、本事業により作成したチラシ、ポスター、MAP、パネル等の各種媒体については、著作権法第21条から第28条までに規定する権利（著作権）を県に無償で譲渡するものとする。受託者は、県の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条から第20条に規定する権利（著作者人格権）を行使することはできない。
- (5) 本事業は県の委託事業である旨、案内チラシ等へ掲載するなど、広く理解と周知を図るよう努めること。
- (6) 本事業の実施に要した費用について、支出内容を証する関係書類を整備し、会計帳簿とともに、業務委託の完了した日の属する会計年度の終了後5年間いつでも閲覧に供することができるよう保管すること。
- (7) 業務内容については、県との打ち合わせにより変更になることもあり得る。

## 8 その他

この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に関して疑義が生じたときは、その都度協議するものとする。